

大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究教育職員等業績評価委員会
規程

平成27年1月1日

自機規程第99号

最終改正 令和4年9月15日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営通則（平成16年通則第1号）第13条の規定に基づき、研究教育職員等業績評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 研究教育職員等の業績評価の実施に関すること。
- 二 研究教育職員等の業績評価制度の見直しに関すること。
- 三 その他研究教育職員等の業績評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 理事
- 二 各機関の長

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局人事労務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が

別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 15 日改正）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。